

市第 87 号議案 保護施設の指定管理者の指定

1 提案理由

保護施設の一つである救護施設の「横浜市浦舟園」及び、同じく更生施設の「横浜中央浩生館」の指定期間が、令和 3 年 3 月末で終了することに伴い、次期指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案します。

2 施設の概要

(1) 救護施設

名 称 : 横浜市浦舟園
所 在 地 : 南区浦舟町 3 丁目 46 番地
設 置 : 平成 16 年 7 月 1 日
主な事業 : 身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な方が、生活保護（生活扶助）を受けながら入所し、その方の状態に応じて、精神的・身体的な機能回復あるいは機能減退予防のための訓練を行います。
具体的には、生活の指導や日課の制定、機能回復訓練等を実施しています。

(2) 更生施設

名 称 : 横浜中央浩生館
所 在 地 : 南区中村町 3 丁目 211 番地
設 置 : 昭和 56 年 4 月 1 日
主な事業 : 身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする方が、生活保護（生活扶助）を受けながら入所し、退所後に健全な社会生活が営めるよう、計画的な指導を受け、技能の習得を行います。
具体的には、生活の指導や就労支援、自立生活体験事業等を実施しています。

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 指定管理候補者の概要

施設名	団体名 代表者	所在地	業務内容
横浜市浦舟園	社会福祉法人 神奈川県匡済会 理事長 渡邊 俊郎	泉区和泉町 6,181番地の2	・保護施設「横浜市浦舟園」の運営 (指定期間 平成28年4月1日～ 令和3年3月31日) ・地域ケアプラザの運営 他
横浜市中心中央浩生館	社会福祉法人 横浜市社会事業 協会 理事長 佐々木 寛志	泉区下飯田町 355番地	・保護施設「横浜市中心中央浩生館」の運営 (指定期間 平成28年4月1日～ 令和3年3月31日) ・精神障害者生活支援センターの運営 他

5 選定について

横浜市保護施設指定管理者選定委員会を設置して公募を行い、応募があった各施設1者から提出された事業計画書、その他規則で定められた書類の審査及び面接審査を行い、指定管理候補者を選定しました。

6 指定管理者選定委員会

(1) 委員構成

学識経験者、医療や社会復帰等の支援業務従事者、社会福祉施設管理者、公認会計士で構成しました。

(2) 選定経過

時 期	内 容
令和2年6月24日	第1回指定管理者選定委員会 (公募要項の検討等)
令和2年7月3日 ～8月3日	公募要項等配布 (ホームページへの公募要項等の掲載)
令和2年7月13日 横浜市浦舟園 令和2年7月14日 横浜市中心中央浩生館	現地見学会及び応募説明会 ※参加者なし
令和2年7月29日 ～8月4日	応募書類の受付
令和2年8月17日	第2回指定管理者選定委員会 (応募法人面接審査、指定管理候補者選定)